○国土交通省告示第千二百七十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十二年十一月二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

第１　起業者の名称　西日本高速道路株式会社

第２　事業の種類　高速自動車国道東九州自動車道新設工事（苅田北九州空港インターチェンジから豊津インターチェンジ（仮称）まで）並びにこれに伴う市道、町道、農業用道路及び農業用水路付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　福岡県京都郡苅田町大字雨窪字倉谷、字上道及び字大平、大字苅田字上道、大字光国字溝口及び字井ノ口、大字提字溝口及び字井ノ口、大字馬場字上ノ峯、字金丸、字長町、字神田及び字サガリ並びに大字下片島字築川、字浦田、字堀田、字雨堤、字竹ノ下、字中尾、字町出及び字火立地内

福岡県行橋市大字下検地字畑廻り、字カシノ木、字土井ノ内、字川原田、字検地畑及び字馬場、大字上検地字万田、字カシノ木、字臺ノ内、字検地畑、字神田、字馬場、字居屋敷、字黒ノ元、字平セ町、字尾籠、字カワラケ田、字七田、字タテハラ、字ヨナスミ及び字板敷、大字中川字カイリキ、大字大野井字カイリキ、大字宝山字塚田、字一丁田、字大杉、字用積り、字ナラ本、字古川、字小出、字桑ノ木、字下馬場、字中馬場、字上馬場、字手丸コ及び字石佛、大字流末字アミダ川原、字和田、字榎町、字溝田、字セドロ、字ナガジリ、字幸田、字ジブチ、字生女、字見鳥、字藏座、字アフギ及び字サイガ畑、大字矢留字西平、字鬼塚、字堂ノ前、字サヤ、字牛ハミ、字東堂ノ前、字ゲンバ、字カモニ久、字長い久、字回り及び字中原、南泉二丁目並びに南泉七丁目地内

福岡県京都郡みやこ町大字国作字口ヶ坪、字角明、字下釘、字石田、字田中柳、字汐出及び字行司田、大字田中字杭田及び字京ヶ辻、大字有久字觀音畝、字印田、字菰田、字祓川及び字前田、大字呰見字川ノ上、字宮ノ下、字中園、字前迫、字前ノ平、字大塚、字野口、字柿添、字小迫及び字用尺並びに大字下原字八反田、字七反田及び字長光地内

２　使用の部分　福岡県京都郡苅田町大字雨窪字倉谷、字上道及び字大平、大字苅田字上道、大字提字ススキ原、字長畑山、字石原田、字長宗、字大丸尾、字脇葉山、字陣山、字トギ石、字溝口及び字井ノ口、大字光国字溝口及び字井ノ口並びに大字下片島字築川、字浦田、字雨堤及び字堀田地内

福岡県行橋市大字下検地字畑廻り、字土井ノ内及び字検地畑、大字上検地字万田及び字検地畑、大字中川字カイリキ、大字大野井字カイリキ、大字宝山字塚田、大字流末字生女、字見鳥、字藏座、字アフギ及び字サイガ畑並びに大字矢留字西平地内

福岡県京都郡みやこ町大字国作字田中柳及び字汐出、大字有久字印田、字菰田、字祓川及び字前田並びに大字呰見字川ノ上、字宮ノ下、字中園、字前迫及び字前ノ平地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、福岡県京都郡苅田町大字雨窪地内の苅田北九州空港インターチェンジから同郡みやこ町大字下原地内の豊津インターチェンジ（仮称）までの延長約16.0㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道東九州自動車道新設工事並びにこれに伴う市道、町道、農業用道路及び農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「高速自動車国道東九州自動車道新設工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第１号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道及び町道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。本体事業の施行により遮断される農業用道路及び農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第５号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路及び用水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

高速自動車国道のうち、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第２条第２項に規定する高速道路の新設について、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第２条第４項に規定する会社は、同法第３条第１項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第１項に規定する協定を締結し、国土交通大臣の許可を受けて行うことができるとされているところ、西日本高速道路株式会社は、平成18年３月31日付けで独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と本件区間の新設に関する協定を締結し、同日付けで国土交通大臣から本件区間の新設に関する事業許可を受けていることなどから、起業者である西日本高速道路株式会社は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

高速自動車国道東九州自動車道（以下「東九州道」という。）は、北九州市を起点とし行橋市、大分市、延岡市、宮崎市、日南市、鹿屋市等を経て鹿児島市に至る延長約436㎞の路線である。

東九州道が通過する福岡県は、全国第２位の収穫量を誇るなばな、同じく第４位のいちじくが栽培され、山口県及び東京都などへ広く出荷されており、中でも行橋市は福岡県内でそれぞれ第１位の収穫量があるなど主要な産地となっている。しかし、これらの農産品等の物流は、そのほとんどを自動車交通に依存しており、また、東九州地方を南北に縦貫する主要幹線道路である一般国道10号は、苅田町及び行橋市等の中心市街地を通過していることから、物流等による通過交通と地域住民の日常生活の利用による地域内交通とがふくそうし、自動車交通量が多いことなどから交通混雑や交通事故が多発するなど、安全かつ円滑な自動車交通が阻害され、主要幹線道路としての機能が十分に発揮できていない状況にある。

平成17年度道路交通センサスによると、一般国道10号の自動車交通量は、京都郡苅田町富久町１丁目地内で49,050台／日、行橋市東大橋２丁目地内で29,919台／日、京都郡みやこ町徳永地内で19,246台／日であり、混雑度はそれぞれ2.04、1.76、1.62となっている。

本件事業の完成により、既に供用されている苅田北九州空港インターチェンジと一般国道10号（有料道路名「椎田道路」）とが接続されることとなり、北九州都市圏と京築地方との高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時制の確保が図られ、地域産業及び地域経済の活性化に寄与することが認められる。また、一般国道10号が担っている幹線交通を本件区間が分担することにより、一般国道10号の交通混雑の緩和が図られ、安全かつ円滑な交通の確保に寄与することも認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である福岡県知事が「環境影響評価の実施について」（昭和59年８月閣議決定）等に基づき、平成８年９月に環境影響評価を実施しており、その結果によると、騒音の評価項目について一部環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁を設置することにより環境基準を満足するものと評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成21年７月に環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの評価項目においても環境基準を満足するものと確認されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）により、保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。また、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているオヤニラミの生息が確認されているが、生息環境を橋梁で通過するため